

議員案第 1 号

佐野市議会の個人情報の保護に関する条例の改正について

佐野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 6 年 3 月 2 1 日提出

提出者	佐野市議会議員	木	村	久	雄	
賛成者	佐野市議会議員	小	暮	博	志	
		〃	高	橋	功	
		〃	春	山	敏	明
		〃	鶴	見	義	明
		〃	金	子	保	利
		〃	鈴	木	靖	宏

佐野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

佐野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年佐野市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 5 項に次の表を加える。

第 1 2 条第 1 項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第 1 2 条第 2 項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第 1 2 条第 2 項第 1 号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第 3 8 条第 1 項	又は第 1 2 条第 1 項及び	第 1 2 条第 5 項の規定に

第1号	第2項の規定に違反して利用されているとき	より読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

読替えの表を追加するため本条例を改正したいので提案するものです。

議員案第 1 号参考資料

佐野市議会の個人情報の保護に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案																	
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 659 2110 1417"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 659 1326 879">第12条第1項</td> <td data-bbox="1335 659 1711 879">法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的</td> <td data-bbox="1720 659 2110 879">利用目的以外の目的</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 767 1326 879"></td> <td data-bbox="1335 767 1711 879">自ら利用し、又は提供してはならない</td> <td data-bbox="1720 767 2110 879">自ら利用してはならない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 885 1326 940">第12条第2項</td> <td data-bbox="1335 885 1711 940">自ら利用し、又は提供する</td> <td data-bbox="1720 885 2110 940">自ら利用する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 946 1326 1150">第12条第2項第1号</td> <td data-bbox="1335 946 1711 1150">本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき</td> <td data-bbox="1720 946 2110 1150">人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1157 1326 1417">第38条第1項第1号</td> <td data-bbox="1335 1157 1711 1417">又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td> <td data-bbox="1720 1157 2110 1417">第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に</td> </tr> </tbody> </table>			第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的		自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない	第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する	第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に
第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的																
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない																
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する																
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき																
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に																

		<u>違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</u>
<u>第38条第1項第2号</u>	<u>第12条第1項及び第2項</u>	<u>番号利用法第19条</u>